

# ～主な改正内容～

## 【みだりにうろつく】行為の追加

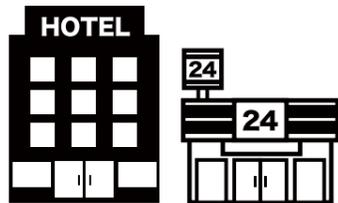
条例第11条第1号では、つきまとい、待ち伏せ、立ち塞がり、住居等に対する押し掛け、住居等の付近における見張りを規制対象としてきました。

ここに、住居等の付近において【みだりにうろつく行為】を追加します。

例…必要性が認められないのに相手方の家の付近を何度も往復したり、周回する行為など



## 1号に規定する住居等に【現に所在する場所】を追加



第1号の規制対象場所として住居、勤務先、学校等が住居等として規定されていましたが、被害者が【現に所在する場所】についても規制の対象とします。

例…旅行先のホテル、偶然立ち寄った店舗など

## GPS機器等を用いて位置情報を無承諾で取得する行為

取り付けたGPS機器等から無線通信を使って位置情報を取得する行為、位置情報が保存されている端末の映像面から直接確認する方法や抜き取る方法により位置情報を取得する行為等を新設

例…相手方のスマートフォンに保存された位置情報を直接見る行為  
相手方の所持品等に取り付けたGPS機器等からアプリ等を使用して自己のスマートフォンに位置情報を受信する行為など



## 連続した、【文書の送付】・【ブログ等への書き込み】を追加

第5号では、無言電話、拒まれたにもかかわらず行われる連続した、電話、FAX、電子メールや1対1のSNSのメッセージ送信等を規制してきました。

ここに拒まれたにもかかわらず連続して、【文書を送付する行為】【ブログ等への書き込む行為】等を追加します。



### ●連続して文書を送付する行為

手紙、封書、メモ紙等を郵便受けに直接投かんする行為や郵送する行為等が規制の対象となります。



### ●ブログ等への連続書き込み

相手方が開設しているブログやSNSのマイページにコメントする行為等が規制の対象となります。

※また、SNSのメッセージ送信について、1対1だけでなくグループ通信を用いて特定の個人に対しメッセージ等を送信する行為についても新たに規制の対象となります。

## GPS機器等を無承諾で取り付ける行為

位置情報記録・送信装置(GPS機器等)を相手方の承諾を受けずに相手方の所持品等に取り付けたり、差し入れたりする行為等を新設

例…相手方の所持する車の車底部にGPS機器等をガムテープで固定する行為  
相手方が所持するバッグにGPS機器等を差し入れる行為  
GPS機器等を取り付けた物を相手方にプレゼントする行為など

